

令和3年度

オーラルフレイル予防に 活用できる歯科保健事業の紹介

寝たきり等のため、歯科医院の受診が困難な方を対象!!



一関市家庭訪問歯科診療事業

歯科医師がご自宅を訪問して、お口の状態の確認(健診)、治療(訪問診療)をします!

利用できるのは、寝たきり(寝たきりに準ずる方含む)及び認知症等により歯科医院への受診が困難な方です。訪問歯科健診のみの利用も可能です。

◎歯の治療や口腔ケアにつなげるきっかけとして、この事業(健診)が活用できます。
本人・家族に治療の意思がない場合であっても、ケアマネジャーが担当している方で歯科治療が必要と思われる方がいましたら、下記までご相談ください。

令和3年度に 76 歳になる方対象!!

後期高齢者歯科健康診査



年度末年齢が 76 歳になる方(昭和20年4月1日~昭和21年3月31日生)を対象に歯科健診を実施しています。対象者には6月に案内(受診券)を送付しています。

※実施期間は、6月1日~12月28日です。

※病院に行くことが難しい方は、訪問歯科健診も利用できます。

※利用については案内(受診券)に同封した歯科医療機関一覧に掲載されている医療機関に直接ご相談ください。

◎担当されている方に該当になる方がいらっしゃいましたら利用のお声がけをお願いします。



【申込み・問合せ先】

健康づくり課

TEL : 21-2160

花泉支所保健福祉課

TEL : 82-2216

大東支所保健福祉課

TEL : 72-4087

千厩支所保健福祉課

TEL : 53-3952

東山支所保健福祉課

TEL : 47-4530

室根支所保健福祉課

TEL : 64-3805

川崎支所保健福祉課

TEL : 43-4022

藤沢支所保健福祉課

TEL : 63-5304